

## 統計法等に関する研究会の開催について

令和 8 年 6 月 5 日

総務省政策統括官（統計制度担当）

### 1 目的

平成 30 年の統計法改正から約 10 年が経過した。この間、本格的な人口減少社会が到来するとともに、A I 等のデジタル技術が急速に進展するなど、我が国を取り巻く環境は大きく変化しており、政府は、行政や社会における A I ・データの利活用を推進している。

このような中、社会の情報基盤である公的統計についても、統計データの更なる利活用が期待される一方で、統計調査員の高齢化やプライバシー意識の高まり等により、従来の調査手法を維持することが困難となってきた。

今般、こうした状況に的確に対応すべく、統計法等の見直しに向けた法制上の課題を整理するに当たって、学識経験者等の幅広い知見を得ることを目的として、「統計法等に関する研究会」を開催する。

### 2 主な検討事項

- (1) 報告者の負担軽減や調査員調査の見直し
- (2) 統計作成における官民データの利活用の拡大
- (3) A I による分析への対応やダッシュボードの充実など公的統計の提供方法の改善
- (4) 統計データの更なる利活用推進

### 3 構成及び運営

- (1) 研究会は、総務省政策統括官（統計制度担当）が主宰する。
- (2) 研究会の構成員は別紙のとおりとする。
- (3) 研究会に座長を置く。座長は、総務省政策統括官（統計制度担当）があらかじめ指名するものとする。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 研究会は、率直かつ自由な意見交換を確保するため原則として非公開とする。ただし、座長が認めるときは公開とすることができる。
- (6) 研究会終了後、速やかに議事概要を作成し、これを公開するとともに、配布資料を公開する。ただし、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。
- (7) 研究会の庶務は、総務省政策統括官（統計制度担当）付統計企画管理官が行う。

(別紙)

統計法等に関する研究会の構成員

○ 構成員（五十音順）

岡田 淳 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業パートナー弁護士

加藤 久和 明治大学政治経済学部教授

後藤 玲子 茨城大学人文社会科学部教授

佐久間 弘明 一般社団法人A I ガバナンス協会業務執行理事

高部 勲 立正大学データサイエンス学部教授

椿 広計 学校法人昭和女子大学理事長

堀澤 明生 東北大学大学院法学研究科准教授